

申請者向け

半田市
事業継続緊急支援金事業
支給申請マニュアル

令和2年5月
半田市

第 I 部 概要、受給の要件及び支給額

1 制度の概要

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている中小企業・小規模事業者を支援するため、国が給付する持続化給付金だけでは減収分を補填しきれない事業者に対し、緊急的な措置として事業継続緊急支援金を交付することにより、経営や雇用の維持と安定を促します。

2 受給の要件 ※令和元年6月以降に創業された方は支援金の算定ができないことから対象外

(1) 半田市に事業所を有すること

半田市内に従業員を雇用する事業所を有する中小企業、小規模事業者(法人、個人)

○中小企業者とは

中小企業基本法に規定する中小企業者が対象となります。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※中小企業基本法に規定する中小企業者（中小企業庁 WEB サイトより抜粋）

○その他法人とは

社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、農業法人等の各種法人が対象となります。

(2) 令和2年2月から5月の間で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年同月比で売上額が50%以上減少した月（対象月）が存在すること。

(3) 本年対象月限界利益から前年度月平均限界利益を差し引いた当月減益に、国による持続化給付金を補填しても減益が生じる事業者であること。

※対象月限界利益、前年度月平均限界利益は下記の算定式とする。

「対象月限界利益」＝令和2年2月から5月までの間で売上が前年同月比で50%減少した月の売上金額×(1－みなし仕入率)

「前年度月平均限界利益」＝前年度の総売上金額／12×(1－みなし仕入率)

事業分類	業種	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売	80%
第三種	建設・製造	70%
第四種	飲食・その他	60%
第五種	運輸・金融・保険・サービス	50%
第六種	不動産	40%

※「みなし仕入率」とは、消費税簡易課税制度で使用される6事業区分を使用する。

※業種が複数ある場合、最も売上の高い業種にて申請してください。

※詳細は、国税庁のHP「簡易課税制度の事業区分」をご覧ください。

3 給付額

① 法人

100万円まで

② 個人事業者

50万円まで

■ 支援金の算定方法

$(\text{前年度月平均限界利益} - \text{対象月限界利益} - \text{持続化給付金見込額}) \times \alpha \times 1 / 2$
 = 事業継続緊急支援金

α : 市内事業所の従業員割合 : $(\text{市内} / \text{市内} + \text{市外}) \times 100$

※支援金の給付が受けられるか、「対象者判別表」(Excel)に必要事項を入力してご確認ください。

※計算値が千円未満(マイナス値を含む)の場合、給付対象とはなりません。

※支援金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 その他

① 交付申請日及び交付決定日において転出・倒産・廃業していないこと。

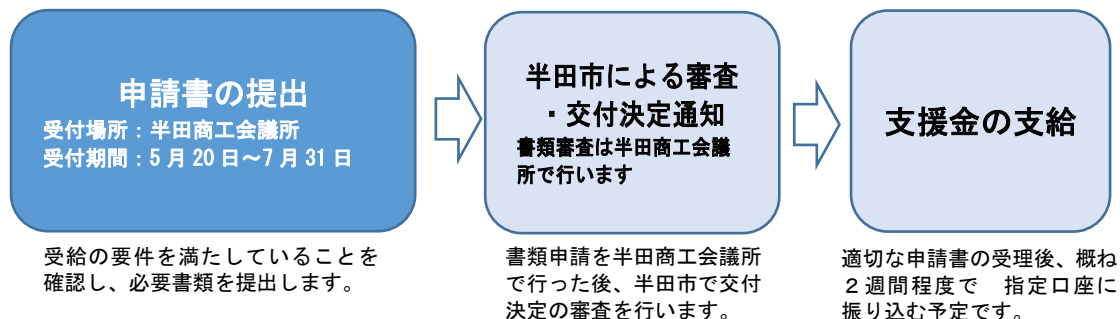
② 様式第2号「新型コロナウイルス感染症対策事業継続緊急支援金の申請に関する誓約書」に記載されている事項を誓約することが必要です。

③ 複数の事業所を持つ事業者について、申請は1回のみとなります。

第Ⅱ部 申請の手続き

1 受給の手続きの流れ

本支援金の受給の手続きは、おおむね次のような流れとなります。



2 受付期間

令和2年5月20日（水）から7月31日（金）

※郵送申請の場合、7月31日の消印有効

3 受付場所、受付時間

半田商工会議所

〒475-0874 半田市銀座本町1-1-1 TEL0569 (21) 0311

受付時間 午前9時から午後5時まで

4 申請の手続き

本支援金を受給しようとする事業者は、申請に必要な書類を整え提出すると共に、追加の提出を求められた場合には、速やかに追加提出する必要があります。

なお、提出した書類の控えは、支給決定されたときから5年間保存しなければなりません。

5 申請に必要な書類

(1) 様式第1号 新型コロナウイルス感染症対策事業継続緊急支援金交付申請書（請求書）

(2) 様式第2号 新型コロナウイルス感染症対策事業継続緊急支援金の申請に関する誓約書

(3) その他必要な添付書類（基本的に国の持続化給付金に提出いただく書類と同様）

①対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一の控え、及び法人事業概況説明書の控え

※少なくとも、確定申告書別表一の控えには収受日付印が押印されていること。

e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。

②対象月の月間事業収入がわかるもの

※売上台帳、帳面その他の申請日の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事

由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。

③法人名義の振込先口座の通帳の写し

④ 本人確認書の写し (個人事業者のみ)

⑤ 前年対象月の月間事業収入がわかる売上台帳、帳面など (個人事業者の白色申告のみ)

⑥その他半田市が必要と認める書類

(※) 詳細は、チェックシートをご覧ください。

- 支援金申請書等の様式は、半田市および半田商工会議所のホームページからダウンロードすることができます。
- 提出時には**必ず控えをとり**各自保管してください。一度提出された書類は返却しません。

6 申請方法

申請する事業者は、「3 受付場所及び受付時間」に①郵送または②持参で申請してください。なお、期間中の土、日曜日は開所していませんのでご注意ください。

郵送申請

簡易書留など郵便物を追跡できる方法を推奨します。申請に必要な書類一式を、次の宛先まで送付して下さい。

申請書等の様式は、半田市および半田商工会議所のホームページからダウンロードすることができます。

○郵送先

〒475-0874 半田市銀座本町 1-1-1

事業継続緊急支援金担当（半田商工会議所内） 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。



3密（密閉・密集・密接）を回避するため、原則、郵送での申請にご協力をお願いいたします。

7 支給方法

半田市による審査完了後、適当と認められる場合、申請者に対して通知（様式第3号）するとともに、指定口座に支援金を振り込みます。

なお、申請内容が不適当と認められる場合は、申請者に対しその旨通知します。

8 その他

支給決定事業者が虚偽申請、その他不正な手段により協力金の支給を受けた場合は支援金を返還しなければなりません。

9 問合せ先

○支援金の申請について

半田商工会議所
電話番号 0569-21-0311 対応時間 平日 9時～17時
URL <http://www.handa-cci.or.jp>

○その他について

半田市 市民経済部 経済課 支援金担当
電話番号 0569-84-0634 (ダイヤルイン) 対応時間 平日 9時～17時
メール keizai@city.handa.lg.jp

協力金の“振り込め詐欺”“個人・企業情報の搾取”にご注意ください。

- 市町村や愛知県などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATM を自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や愛知県などが、「愛知県・半田市新型コロナウイルス感染症対策協力金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村や愛知県などが銀行口座の番号などの企業・個人情報を知りたがることは、絶対にありません。

支援金の算定例

○条件

- ・ 法人（上限額）持続化給付金：200万円【国】
事業継続緊急支援金：100万円【半田市】
- ・ サービス業（第五種、みなし仕入率50%）
- ・ 従業員（市内30人、市外10人）
- ・ 決算月3月

(万円)

2018年度	2018年									2019年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	500	400	500	500	500	400	500	600	600	600	400	500
2020年度	2020年									2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	50											

(1) 持続化給付金の算定

前年同月比 = 50万円 / 500万円 = 10% (50%以上減少している)

よって、持続化給付金の対象

持続化給付金見込額 = 前年度の売上金額 - 令和2年2月から5月までの間で売上が
前年同月比で50%減少した月の売上金額 × 12ヶ月
= 6000万円 - 50万円 × 12ヶ月 = 5400万円 > 200万円
= 200万円

対象月限界利益 = 令和2年2月から5月までの間で売上が前年同月比で50%
減少した月の売上金額 × (1 - みなし仕入率)
= 50万円 × (1 - 50%) = 25万円

(2) 前年度月平均限界利益 = 前年度の売上金額 / 12 × (1 - みなし仕入率)

= 6000万円 / 12 × (1 - 50%) = 250万円

(3) 事業継続緊急支援金 = (前年度月平均限界利益 - 対象月限界利益

- 持続化給付金見込額) × 市内事業所の従業員割合 × 1 / 2
= (250万円 - 25万円 - 200万円) × 30 / (30 + 10) × 1 / 2
= 9.375万円 よって、9.3万円の支援金 (千円未満は切り捨て)